

会議の運営について（事務局案）

1 会議の公開について

「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」に則り、会議は原則として公開とする。

(1) 附属機関等は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号。以下「条例」という。）第 24 条の規定に基づき、つぎに掲げる場合を除き、その会議を原則として公開するものとする。

ア 法令および条例の規定により会議を公開することができないとされている場合
イ 条例第 7 条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合

ウ 当該会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障をきたす等、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかに予想される等会議の公開を不相当と認めた場合

(2) 附属機関等は、会議を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

2 議事録の公開について

議事録（要点）については、会議で確認された後に、区ホームページ等で公開する。具体的には、事務局が作成した議事録について、開催通知を発送する際に同封し、次回の会議の冒頭で確認するという方法としたい。

なお、議事録中の発言者名については、公開、非公開の考えがあるが、庁内の他の審議会、会議等では、個人名は標記せず、「座長」「委員」と標記しているケースがほとんどである。

3 傍聴人が希望した場合の意見聴取について

傍聴人が会議議論への意見を希望した場合に対応するため、希望する傍聴人に対しては、会議終了後に意見を記入していただき、その内容を事務局でまとめたものを次回の懇談会の前までに配布し、必要に応じて議論の参考にできるものとする。